

契約条件

第1条 (業務委託)

- お客様は、本契約に定める条件に従って、次の各号に定める業務（以下「委託業務」という。）をアドバイザーに委託し、アドバイザーはこれを受託する。
 - 貿易・海外進出に関する簡易的なアドバイス業務（輸送業者の選定に関するアドバイス、経験に基づく現地での物流事情など調査を必要とせず回答できるもの等）
 - 貿易・海外進出に関する調査業務
 - その他前各号に付随する業務
- アドバイザーは、委託業務を原則として2営業日以内にEmail又は電話により行うものとする
- アドバイザーは、委託業務を、日本及び英国で定める休日並びに年間合計90日間の季節休業期間（具体的にはアドバイザーがお客様に対しEmailで通知する。）を除く平日に行うものとし、平日以外に委託業務を行わないことについて一切責任を負わないものとする
- アドバイザーは、委託業務に関する要望、クレーム、その他問い合わせについて、契約書のアドバイザーの詳細欄に記載のEmail（Emailが送信できない場合はすべての連絡について契約書のアドバイザーの詳細欄に記載の住所に郵送）で行わなければならないものとする。

第2条 (免責)

- お客様は、アドバイザーのアドバイス業務に従うか否かはお客様の責任で決定するものとし、アドバイザーはアドバイスの結果について何ら保証せず免責されるものとする。
- アドバイザーは、委託業務により、お客様に特定の効果又は利益が生じることについて保証せず、免責されるものとする。
- お客様及びアドバイザーは、Eton Logistics Advisorsは本契約の当事者ではなく、一切の責任を負わないことを確認した。

第3条 (報酬及び支払い)

- 委託業務の報酬は次の通りとする。
基本料金 月額20英国ポンド（Emailによるアドバイス業務ひと月1件分の料金）、初月が1ヶ月に満たない場合は日割り計算する。解約月又は終了月については日割り計算しない。
追加料金 Email（1件20英国ポンド）電話（20英国ポンド/10分）調査業務（200英国ポンド/1時間）で計算する。
- アドバイザーは、委託業務の報酬を月末締めで計算し、PDFで請求書をお客様に送付する。お客様は、翌月末までにアドバイザー指定の銀行口座に銀行振込又は当社指定のクレジットカードにより支払う。振込手数料はお客様の負担とする。
- お客様は、前項において、請求書に不服がある場合は、14日以内にアドバイザーに通知するものとし、通知がない場合は、請求書の内容を承諾したものとみなす。
- お客様は、請求書が翌月5日までに到達しない場合は、アドバイザーに対してその旨通知しなければならない。
- アドバイザーは、お客様が本契約に関してアドバイザーに負う債務の支払いを延滞したときは、延滞した金額に支払い期限の翌日から支払い日の前日までの期間の日数に応じ、年13%の割合を乗じて計算した延滞金及び手数料として1回の督促あたり3,500円を請求することができるものとする。

第4条 (権利及び地位の譲渡等)

お客様及びアドバイザーは、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に継承させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第5条 (再委託)

アドバイザーは、委託業務の全部又は一部を、お客様の承諾を得ずに、第三者に再委託することができるものとする。

第6条 (知的財産権等)

本契約に関して生じた特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の産業財産権、著作権等の知的財産権、その他の権利は、アドバイザーに帰属するものとする。

第7条 (機密保持)

- お客様は、本契約に関してアドバイザーから開示又は提供された個人情報（EU法及び英国法で定める事項）、顧客情報、企業情報、委託業務内容、その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面によりアドバイザーの同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者（弁護士・会計士など及び雇用関係にある者を除く。）に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 - 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- お客様は、機密情報をお客様の従業員に取扱わせるにあたり、機密情報をもらし、又は盗用してはならないなど、適切な監督を行うものとする。
- お客様は、本条に反した場合、アドバイザーに対して、報酬の基本料金の20倍の額又は実際に生じた損害の額の高い方を損害賠償額の予定として支払わなければならない。
- 本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第8条 (反社会的勢力の排除)

- お客様及びアドバイザーは、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用して認められる関係を有すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
- お客様又はアドバイザーは、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含むお客様アドバイザー間のすべての契約を解除することができることと、被った損害の賠償を請求することができる。

第9条 (損害賠償)

- お客様は、本契約に関し、アドバイザーに対して、直接又は間接を問わず発生した損害の賠償を請求できないものとする。
- 前項の定めにかかわらず、お客様がアドバイザーに対して損害賠償を請求する事ができた場合において、その損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める報酬の月額基本料金相当額を限度とする。

第10条 (契約の解除)

- お客様は、アドバイザーに対し、違約金として、解除日から契約終了までに支払わなければならない月額基本料金の総額を支払わない限り、本契約を途中で解除することができないものとする。
- アドバイザーは、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。なお、解除された場合は、お客様は、アドバイザーに対し、前項に定める違約金を支払わなければならない。
 - 背信行為があった場合
 - 報酬の支払いを遅滞した場合
 - 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- アドバイザーは、委託業務を行えないやむを得ない事情が生じた場合は、事前にお客様に通知することにより本契約を解除することができる。ただし、解除後にEton Logistics Advisors内で委託業務を継続できるように努めるものとする。

第11条 (不可抗力免責)

天変地異、戦争、暴動内乱、法令の改廃制定、公権力による命令・処分、その他本契約当事者のいずれの責に帰し得ない事由による契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能が生じた場合にはお客様及びアドバイザーはその責を負わないものとする。

第12条 (準拠法・合意管轄)

- 本契約はイングランドおよびウェールズの法に基づき解釈されるものとする。
- 本契約の存在、有効性、または終了に関する問題を含めて、本契約から生じるまたは本契約に関連する紛争は、[ロンドン国際仲裁裁判所規則(London Court of International Arbitration Rules)]による仲裁に付託され、それによって最終的に解決されるものとする。同規則は参照指示により本条に組み込まれるものとみなす。

第13条 (部分的無効)

本契約の一部が無効と判断された場合においても、その効果は他の部分に影響しないものとする。

第14条 (契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに当事者の一方からEmailによる別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(2018年12月13日現在)